

平成 29 年度事業計画

方針

平成 29 年度は、各事業の業績向上を図り、収支の大幅な改善を目指す。

特に、新規事業としては、第三級アマチュア無線技士養成課程 e ラーニング標準コースを平成 29 年 4 月から導入する。また、既存事業については、平成 29 年 11 月末日で期限が到来する免許申請等に関するスプリアス経過措置に対応するため、基本保証の見直しを実施するとともに、基本保証及び平成 28 年 9 月から業務を開始したスプリアス確認保証について一層の利用促進を図る。

事業計画

1 技術基準適合証明・工事設計認証

- (1) 登録証明機関として、電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号の特定無線設備の技術基準適合証明・工事設計認証業務を申込みに基づき実施する。
- (2) 測定機器等の有効活用

2 アマチュア局保証業務

- (1) 総務大臣の公示機関として、アマチュア局保証業務を申込みに基づき実施する。
- (2) 基本保証の実施要領の見直し
- (3) 調査・指導の適正実施
- (4) ユーザーの免許手続き等の利便の向上
- (5) スプリアス規格の経過措置対応
- (6) 利用促進

3 集合講習による無線従事者の養成(第四級及び第三級)

- (1) 第四級及び第三級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会を実施する。
- (2) 受講者サービスの向上
- (3) 青少年等の受講促進
- (4) 講習会実施体制の充実・見直し
- (5) J A I A 及び J A R L と連携強化し、効率的な業務実施と周知強化を図る。

- (6) 教科書等教材の見直し
- 4 eラーニングによる無線従事者の養成(第二級及び第三級)
- (1) 第二級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会の実施
 - (2) 第三級アマチュア無線技士に係る養成課程講習会の実施
 - (3) eラーニングシステムの充実
 - (4) 受講促進等
 - (5) eラーニングシステムの活用
- 5 電波利用秩序の維持への協力等
- (1) 電波利用秩序の維持への協力事業を次により実施する。
 - アマチュア無線の運用の適正化に関する周知広報
 - J A R L ガイダンス局の運用支援
 - 違法・不法無線局取締強化の要請
 - (2) 養成課程講習会でのビギナーズセミナーの実施や広く入門者を対象とした各種セミナーの実施等を通じて、健全なアマチュア無線家の育成に協力することにより電波利用秩序の維持に貢献する。
 - (3) 養成課程講習会の受講者を対象として、その開局から運用までをサポートする目的により、平成28年8月から運用を開始したJ A R D 受講者交流サイト『HAMtte』について、その有用性を周知し、一層の加入促進と利用向上に務める。
 - (4) アマチュア無線への興味を喚起するため、J A R L や教育関係団体が主催するA R D F 大会への支援等を行う。
 - (5) アマチュア無線は、単なる趣味としての範疇を超えて、人材育成や災害対策等に有益な社会貢献性を有するものであることを、広く周知に努める等機会を捉えその社会的位置づけの向上を図る。
- 6 組織運営
- (1) 組織・事業運営の内部指針である中期計画に向けて役職員一同尽力する。
 - (2) 現役員の任期が、平成29年6月の定時評議員会の終結の時をもって満了となるため、役員改選に的確に対応する。